

一般財団法人米子市開発公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人米子市開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、地方の総合開発計画推進をはかり、米子市の建設計画実施のため必要とする土地、その他の施設の取得、造成、斡旋等を行い、もって同市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公有用地管理事業

公共の用に供する用地を買収、造成、管理及び売却する事業

(2) 不動産貸付事業

市街地の活性化のため必要な用地及び施設を整備し、賃貸する事業

(3) 駐車場施設貸付事業

市街地の活性化のため必要な駐車場施設を整備し、賃貸する事業

(4) 駐車場管理事業

駐車場を設置及び管理運営する事業

(5) 受託管理事業

米子市の依頼に基づき用地及び施設を管理運営する事業

(6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 公社の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、公社の基本財産とする。

2 基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要

する。

(事業年度)

第6条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 公社の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 公社に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第9条に定める定数

に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会を招集する。
3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を

除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第19条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、他の理事のうち2名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において決議した報酬等の額を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 長期借入金の最高限度額及びその償還の決定
- (5) 異議、訴願若しくは訴訟又は和解の決定
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が理事会を欠席したときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局及び職員

(事務局)

第35条 公社は、事務所に事務局を置く。

(職員)

第36条 公社は、事務を処理するため、事務局に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、理事長が任免する。

第9章 承認の義務

(承認の義務)

第37条 公社の事業計画及び収支予算については、理事会の承認を受けた後、速やかに米子市長の承認を得る。

2 事業報告及び決算については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた後、速やかに米子市長の承認を得る。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、第18条第3項第2号に規定するところにより、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第39条 公社は、基本財産の滅失その他の事由による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、米子市に帰属するものとする。

2 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 公社の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記の行った日が4月1日である場合を除き、第6条の規定にかかわらず

ず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

3 公社の最初の理事長は 角 博明 とし、最初の副理事長は 森田 辰男 及び 上村 真澄 とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預金	500,000円

附 則

この定款の変更は、平成26年5月28日から施行する。

この定款の変更は、平成28年5月30日から施行する。

この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。